

平成23年5月12日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表取締役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 法務室 長原 豊
TEL (078) 792-7419

当社定時株主総会における株主提案に対する当社取締役会の意見について

当社は、平成23年3月17日付にて公表いたしました「株主提案権の行使に関するお知らせ」のとおり、株主1名より、平成23年6月29日開催予定である当社第36回定時株主総会において、下記の株主提案を受領しております。本日、開催された当社取締役会において、この株主提案に対する意見を以下のとおり、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

株主提案の概要

1. 議題1：定款変更の件（取締役会議事録の変更に関する第三者委員会設置）

(1) 提案の内容

定款に、以下の条文を加える。

取締役会議事録が事後に変更された場合、変更前、変更後のいずれが正しいのかについて、録音テープその他の資料を第三者委員会に提出して調査させその結果を発表する。

(2) 提案の理由

神戸地裁平成21年ワ3484号甲11号証、甲12号証によると、平成20年4月15日付けの取締役会議事録が事後に変更されている。このような取締役会議事録の事後的な改変は、ガバナンスの観点から好ましくない。そこで、変更前、変更後のいずれが正しいのかについて、取締役会議事録のドラフト及び録音テープを第三者委員会に提出して調査させ、その結果を発表すべきである。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会における決議により、委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたしました。これによって、当社においては、取締役会への監査役の出席および取締役会議事録への監査役の署名又は記名押印が求められることとなり、取締役会の審議内容および取締役会議事録の適正について監査役が確認を行うガバナンス体制となっております。

したがって、取締役会議事録の作成に係る適正性については、監査役を中心とする

社内の監査体制により担保されており、提案株主ご提案の第三者委員会の設置等を行う必要はないと考えております。

2. 議題2：定款変更の件（代表取締役に関する第三者委員会設置）

(1) 提案の内容

定款に以下の条文を加える。

現役員が、平成20年のMBOにどのような関与したのかについて、第三者委員会に調査させ、その結果を公表する。

(2) 提案の理由

岡本雅文は、ハヤテインベストメントを創業家に紹介しており、そのハヤテがMBOの助言をしている。また、平成20年の取締役会に出席するなどしている。岡本雅文は現社長であるから、その関与を明らかにすべきである。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、平成20年当時執行役であった岡本雅文を代表執行役社長に選任し、同じく橋本欣也を代表執行役副社長に選任するに際し、その適否について、平成21年2月23日付けでガバナンス監視委員会より答申を受けております。この答申においては、平成20年9月22日に開始された当社普通株式に対する公開買付け（いわゆるMBO）における両名の行動や認識等についても調査・検討された結果、岡本雅文を代表執行役社長に選任し、橋本欣也を代表執行役副社長に選任したことおよび両名が当社の役員を継続することについて、これを不相当とする理由は認められないとの判断が示されております。

したがって、当該MBOにおける現役員に関与について、さらに第三者委員会に調査を実施させる必要はないと考えております。

3. 議題3：定款変更の件（MBO目的の全面開示）

(1) 提案の内容

定款に次の条文を加える。

MBOに際して、複数の目的があるときは、意見表明報告書に明示する。

(2) 提案の理由

林勝哉ら創業家は、ハヤテインベストメントと相続税対策などを内容とする合意をしており、これに基づいてその後MBOが行われている。従って、平成20年のMBOには、経営改革の他に、創業家の相続税対策があった可能性は否定できない。このように、MBOに複数の目的がある場合には、その全てを記載すべきである。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、投資者および株主の皆様に対する適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、法令および取引所規則等を遵守した開示を行うため、会社情報等適時開示規程を制定するなど、適時適切な開示を行うための体制を整備・運用することにより、投資者および株主の皆様の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を行っております。

したがって、今後も、現在の適時開示体制を整備・運用していくことにより、適法かつ適切な開示を行うことは十分可能であり、本提案に係る定款変更は必要でないと考えて

おります。

4. 議題4：定款変更の件（自社株買い）

(1) 提案の内容

定款に次の条文を加える。

時価が一株純資産を下回る時期において、林勝哉の保有する株式を時価で買い取る。

(2) 提案の理由

シャルレにおいては、創業家の支配こそが経営における元凶であり、また、将来における不適切なMBOの可能性を払拭できない根拠となっている。創業家の持ち株比率を低め、その支配を脱却することが、シャルレのみならず、お客様、従業員の皆様、及び地域社会の皆様にとっても、有用である。

また、シャルレはいわゆるキャッシュリッチ企業であり、自社株買いによって企業価値を高めることができる。さらに、林勝哉らは、ハヤテインベストメントより損害賠償を請求されており（東京地裁平成22年ワ22376）林勝哉本人にとっても有用と思われる。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

自己株式の取得の時期や内容、方法等については、市場の動向等を踏まえ、取締役会において適時、柔軟に判断できるようにしておくことが当社の利益に資するものであると考えられることや、株主平等の原則の観点から、特定の株主様からの自己株式の取得について具体的に定款に規定することは、当社にとって有益ではないと考えております。

なお、企業価値の向上につきましては、営業および商品施策の強化、社会貢献の推進およびIR活動などに取り組み、当社株式の取得以外の手法によって図ってまいりたいと考えております。

以 上